

各法科大学院の令和5年度～令和7年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況

令和7年4月1日現在

(補足事項)

・本調査の内容は各法科大学院に照会し、得られた回答を取りまとめたものです。個別の情報については、各法科大学院にお問い合わせください。

(注1) 特別選抜の募集人数は、当該准科学院の1学年量の2分の1を超えない範囲内

(注1)特別選抜の募集人数は、当該法科大学院の入学定員の2分の1を超えない範囲内。
(注2)5年一貫教育型選抜の募集人数は、原則、入学定員の4分の1以内。ただし、定員の4分の1が10人未満である場合には10人を上限とした募集人数とすることが可能。

(注2)5年一貫教育型選抜の募集人数は、原則、入学者定員の4分の1以内。ただし、定員の4分の1が10人未満である場合には10人を上限とした募集人数とすることが可能。

(注3)「—」は法曹養成連携協定を結んでいない法字部において、(注4)「/」は法曹養成連携協定を結んでいない法科大学院